

白井市社会教育関係団体の認定に関する規程の見直しについて

＜はじめに＞

1. 社会教育関係団体とは

社会教育関係団体は、社会教育法第10条に「この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。。」と規定しています。

○もう少し噛み砕くと・・・

学習・文化・スポーツ等の社会教育に関する事業を主な目的としており、自主的な運営をしながら活動している団体で、自らの活動ばかりでなく、その活動を地域文化・スポーツの向上につなげ、地域の生涯学習、社会教育の推進に積極的に関わりあう団体のことです。

＜例＞

社会教育関係団体	私塾・教室
会員全員の総意により民主的に運営をする	講師等の教える側が全て運営を決める
会長は会員の互選により決め、会の運営費の内容は会員全員に公開をする	個人が直接講師等に月謝等を支払い、経理内容は公開しない
講師を決めるときは、会員全員で決める	個人が講師を決め、講師中心の縦の人間関係となる

2. 社会教育に関する事業（社会教育活動）とは

技術の習得や教養を高めたり、生活を充実させたり、地域を良くするために行われる学習・文化・スポーツ等の活動のことです。

また、日頃の活動の成果を地域に還元する機会を設けるなど、地域に開かれた運営がされている活動です。

これらの活動は、団体の会員同士で行われるものではなく、会員以外の人も広く公開されるものです。

＜活動例＞

- ・学習活動（話し合い、ワークショップ、講演会、講習会、研修会など）
- ・体育・レクリエーション活動（各種スポーツ、野外活動など）
- ・文化・芸術・芸能活動（料理、園芸、手芸、写真、演劇、音楽、絵画など）
- ・ボランティア活動（子ども・高齢者にかかるボランティア、まちづくりのボランティアなど）

<現状と課題>

1. 白井市社会教育関係団体の認定の現状について

本市の社会教育関係団体の認定は、公民館やコミュニティ施設を主に利用している団体を中心に認定しています。(平成30年度前期申請団体99団体)

しかしながら、市の社会教育関係団体の制度が形骸化してきていること、現行の規程では、団体の性格が曖昧になっていることや社会奉仕活動についても明確性が無く、自分たちの定期的に行っている活動を地域へ還元する機会を積極的に行っている団体と一部の団体の「施設使用料の減免」という市の支援のみを期待したと思われる団体との活動の差が生じてきており、本来の多種多様な社会教育関係団体の活性化に向けた育成支援としての認定制度となっていない状況となってきています。

また、市では、使用料・手数料の見直しや減免制度について見直しを行っており、それに併せて社会教育関係団体の育成支援の在り方や社会教育関係団体の公益性などについても見直し必要が生じてきています。

のことから、社会教育関係団体の公益性を明らかにするとともに、育成支援方策を見直し、かつ認定制度の事務の効率化や手続きの簡素化などを図りながら、各団体の活性化と市民サービスの向上を目指すため、規程の見直しが必要となっています。

<参考>

●市が考える公益性とは

公益性の判断に当たっては、積極的に不特定多数の市民等に利益を及ぼすことが基本となります。

判断の基準としては、広く市民全体に利益が及ぶものだけではなく、直接的には特定の個人・団体に対する利益であっても、間接的に市民全体に利益が及ぶ場合は、公益性が高いと判断します。

また、不特定多数とは、必ずしも人数が多いことを要件とするのではなく、対象となる人数自体は少なくても公益性が高いものもあるため、個別の内容に応じて総合的に判断する必要があります。

<主な変更点>

(1) 団体の性格の明確化

現行の規程には、団体については「どういうものか」という明確なものがなく、基準判断については審査する者により曖昧なものになっていた部分が多くだったので、「社会教育に関する事業を継続的かつ計画的に行うとともに、地域参加及び社会に還元される活動を行う公益性のある団体」と団体の性格を明確にしました。

(2) 認定要件の明確化

認定要件については、現行の規程よりさらに明確にしています。

(3) 認定期間の延長及び情報の公開

認定期間については、団体の性格や認定要件を明確化することにより、1年間から3年間に延長しました。

また、広く開かれた団体であることから、市ホームページ等で必要な情報を団体の公表を行うこととします。

(4) 報告の義務化

認定期間を3年間に変更することから、申請されている活動がしっかりと行われているか確認を行うために、報告書の提出を義務化します。